

第5期 琴浦町障がい福祉計画

第1期 琴浦町障がい児福祉計画

平成30年3月

鳥取県琴浦町

目 次

I	総論	
1	計画の趣旨	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の目的及び特徴	1
4	計画期間及び見直しの時期	2
5	計画の達成状況の点検及び評価	2
6	総合的な支援の体系	2
	【総合的な支援の体系図】	3
II	各論	
	◎各種障がい者手帳の所持者数	4
1	平成32年度の数値目標の設定	4
	(1) 施設入所者の地域生活への移行	4
	(2) 福祉施設から一般就労への移行	5
	(3) 地域生活支援拠点等の整備について	6
	(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
	(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	7
2	障害福祉サービスの見込み量と見込み量確保のための方策	8
	(1) 訪問系サービス	8
	(2) 日中活動系サービス	10
	①介護サービス	10
	②自立訓練（機能訓練・生活訓練）	12
	③就労支援	13
	(3) 居住系サービス	15
	(4) 相談支援	16
3	障害児通所支援等の見込み量と見込み量確保のための方策	18
	(1) 障害児通所支援・障害児相談支援	18
	(2) 障がい児に対する子ども・子育て支援等の提供体制の整備	20
4	地域生活支援事業の見込み量と見込み量確保のための方策	21
	【必須事業の概要】	
	1 理解促進研修・啓発事業	21
	2 自発的活動支援事業	21
	3 相談支援事業	21
	4 成年後見制度利用支援事業	23

5	成年後見制度法人後見支援事業	24
6	意思疎通支援事業	24
7	日常生活用具給付等事業	25
8	手話奉仕員養成研修事業	26
9	移動支援事業	26
	《別記（日常生活用具給付等事業）》	27
	【任意事業の概要】	
①	日常生活支援	28
	・ 日中一時支援事業	
	・ 聴覚障がい者生活支援事業	
②	社会参加支援事業	29
	・ 点訳・朗読奉仕員養成研修事業	
	・ 自動車運転免許取得・改造助成事業	
5	計画の推進のための連携	30
	（1）関係団体との連携	
	（2）国・県との連携	
	資料	
	関係法令抜粋	31
	平成29年度障がい児の保護者のニーズ調査の結果について	33

I 総論

1 計画の趣旨

「第5期琴浦町障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号以下「障害者総合支援法」という。）第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、「生活支援」に関する事項について、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項を定めるものです。

2 計画の基本理念

障がいのある人の自立と社会参加への意欲の高まり、生活・就労基盤の充実等により、地域において生活したいという障がいのある人が増えています。

加えて、施設や長期入院の生活から地域生活への移行により、それに対応できる在宅福祉サービスの充実や住まい及び働く場の確保、障がいについての正しい理解のための啓発が一層必要となっています。

障害者総合支援法では、障がい者の範囲を見直され、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等（治療方針が確立していない疾病その他特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が、厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、障がい者手帳を持たない方でも障がい者のサービスを受けることができるようになりました。

このような中、障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念、及び障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して生活でき、共に社会の構成員としてお互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、この計画を定めます。

3 計画の目的及び特徴

この計画は、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とし、第4期計画（平成27年度から平成29年度）の実績検証を踏まえ、今後3年間の数値目標、サービスの見込み量及び見込み量確保のための方策を計画することとします。

また、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、市町村及び都道府県に対し障がい児福祉計画の作成を義務付けられることとなりました。

このことに従い、この計画を「第 5 期琴浦町障がい福祉計画」「第 1 期障がい児福祉計画」として策定します。

4 計画期間及び見直しの時期

この計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 カ年とします。

5 計画の達成状況の点検及び評価

各年度におけるそれぞれの事業実績を踏まえながら、町障がい者自立支援協議会において計画の点検及び評価を行い、次期計画へ反映させることとします。

6 総合的な支援の体系

障害者総合支援法による総合的な支援は、『自立支援給付』と、『地域生活支援事業』で構成されています。

「自立支援給付」は、自立介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」などがあります。

「地域生活支援事業」は、地域の特性や利用者の状況に応じ、県とも連携しながら実施主体である町が柔軟な形態により効果的・効率的に実施します。

また児童については、児童福祉法の改正により、平成 24 年度から町が実施主体として、「障害児通所支援」が、平成 30 年度から「居宅訪問型児童発達支援」が追加されました。

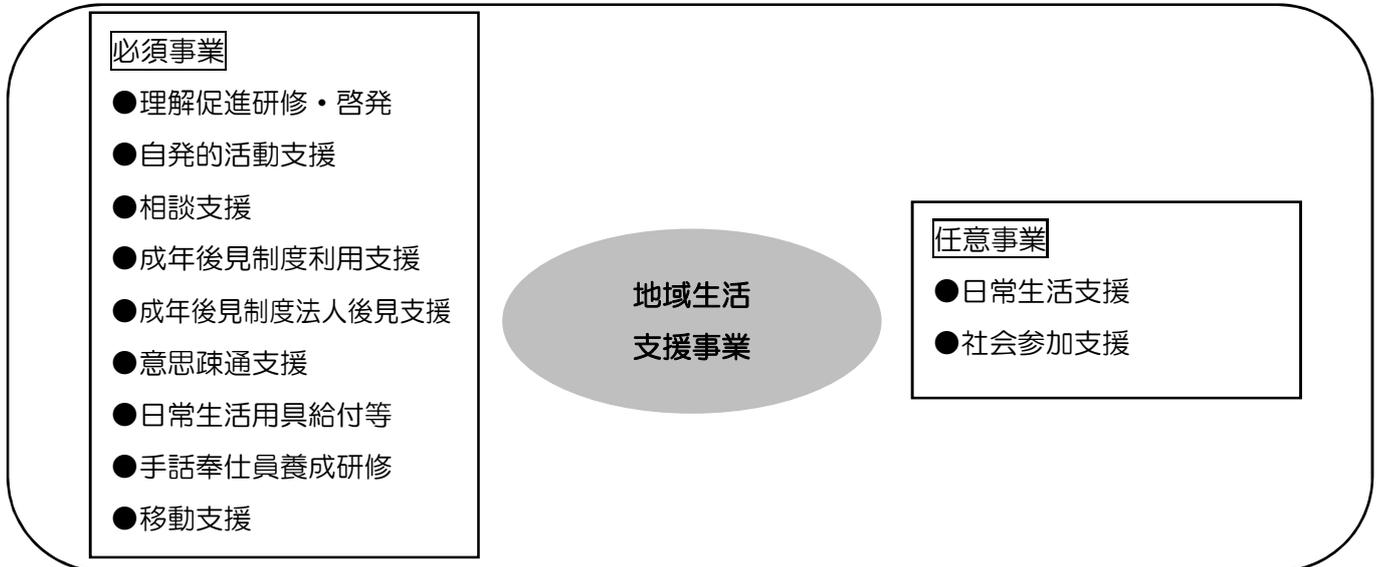
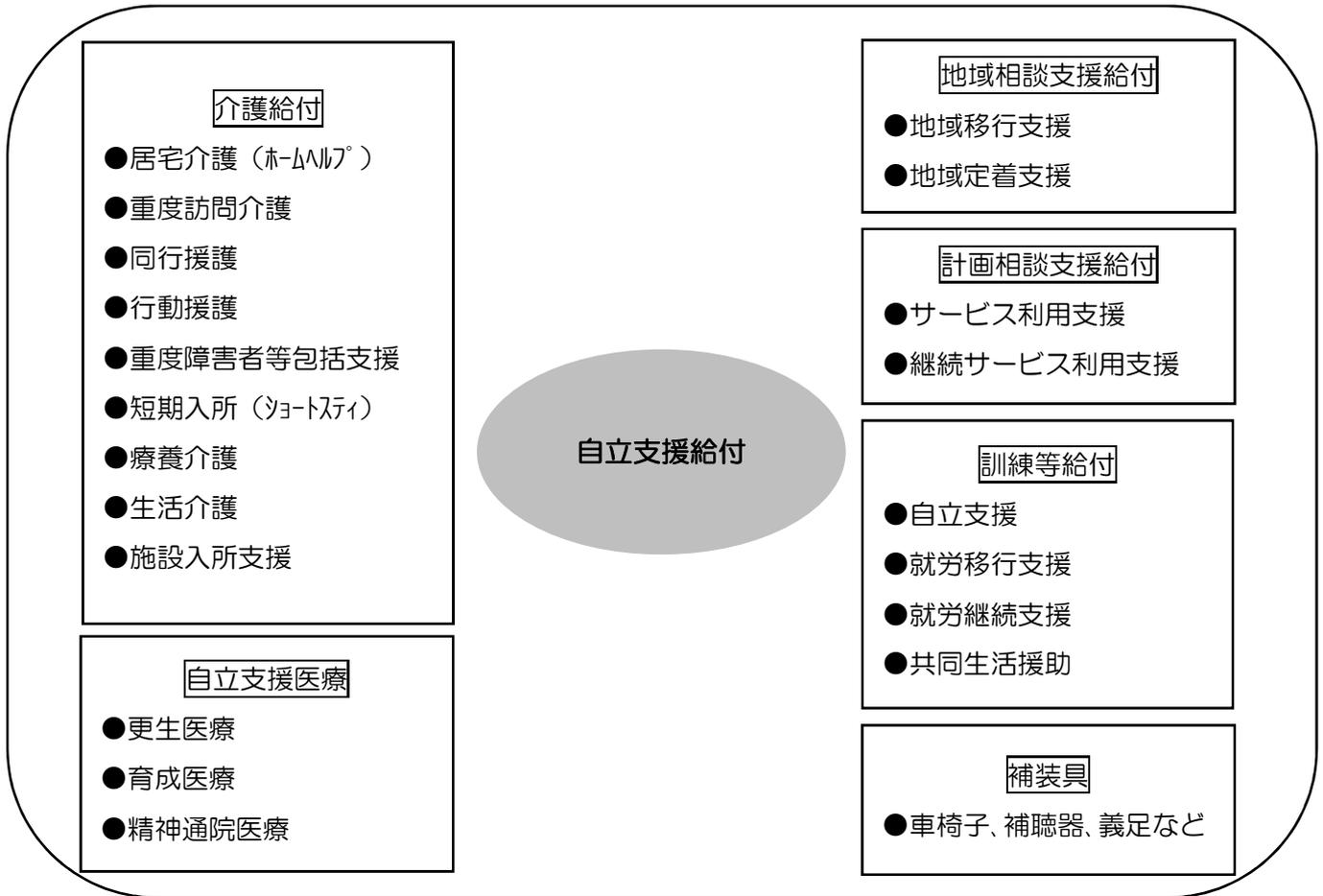
※「障がい」と「障害」の表記について

平成 20 年度から、県では障がいのある人の思いを大切に、共生社会の実現を推進するという観点から、「障害」を「障がい」と表記することが定められました。このことに伴い、本町でも同様に「障がい」と表記することとしています。

なお、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は「障がい」と表記し、次の場合については「障害」と表記します。

- (1) 法令及び条例等の表記に用いる場合
- (2) 名称等の固有名詞を用いる場合
- (3) 医学用語等の専門用語として用いる場合

【総合的な支援の体系図】



Ⅱ 各論

◎本町の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持している人、及び人口に占める割合は次のとおりです。

(平成 29 年 12 月末現在)

手帳種別 年齢	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合 計	人口に占める 割 合
0 歳～17 歳	13 人	22 人	6 人	41 人	5.9% (総人口 17,785 人)
18 歳～64 歳	129 人	76 人	82 人	287 人	
65 歳～	667 人	8 人	39 人	714 人	
全体	809 人	106 人	127 人	1,042 人	

1 平成 32 年度の数値目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

	数値項目	目標値 (平成 32 年度)
施設入所者数	平成 28 年度末時点 35 人	32 人
地域生活移行数	施設入所からグループホーム、在宅等へ移行する人の数	3 人以上
削減数	施設入所者の動態 (退所者－入所者)	1 人以上

① 現状と目標値設定の考え方

第 4 期計画の数値目標は、平成 29 年度末の施設入所者数 32 人であり、平成 29 年 12 月末現在の入所者は 33 人、地域生活移行数は 1 人、削減数 2 人でした。目標に近い数値となっていますが、現時点で、在宅生活が困難なため入所施設の空きを待つ入所希望者があり、今後も入所者の増加が見込まれます。

町では国の基本指針及び鳥取県障がい者プランとの整合性を図り、平成 32 年度末までに平成 28 年度末時点の施設入所者の 9%以上 (3 人以上) が地域生活へ移行するとともに、平成 32 年度末の施設入所者を、平成 28 年度末時点から 2%以上 (1 人以上) 削減することを基本として目標数値を設定します。

② 評価と課題

施設入所を希望する本人やその家族に対して、グループホームや障害福祉サービスの利用も提案していますが、障がいの特性などにより、グループホームでは対応が困難な場合があります。

③ 目標値達成に向けた取り組み

施設入所の相談があった場合や地域移行が可能な人がある場合は、地域で暮らせる方法がないかを関係者、関係機関と検討し、情報を共有しながら居住場所の確保や必要な障害福祉サービスの調整を行なっています。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

	実績	目標値（平成 32 年度末）
一般就労への移行者数	13 人（平成 27 から 29 年度）	9 人以上
就労移行支援事業の利用者数	2 人（平成 28 年度末）	3 人以上
就労定着支援事業の職場定着率（新）		就労定着支援事業による支援開始 1 年度の職場定着率を 80%以上とする

※新たな項目について（新）と表記しています。以下他のサービスについても同様とします。

① 現状と数値目標設定の考え方

一般就労への移行者数は、平成 27 年度 4 人、平成 28 年度 7 人、平成 29 年度 2 人の合計 13 人の移行があり、第 4 期計画の数値目標 7 人を上回りました。

国の基本指針では、福祉施設（就労移行支援、就労継続支援 A・B 型、生活、自立訓練）から一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とすることとされていますが、県の成果目標の 3 人（単年あたり）を考慮し、町の目標値として、平成 32 年度までに 9 人以上の移行を目指します。

就労移行支援事業の利用者数は、平成 28 年度末で 2 人でした。国の基本指針では、平成 32 年度末における利用者数を平成 28 年度末から 2 割以上増加することとされており、町としては平成 32 年度末に 3 人以上の利用を目指します。

また、国の基本指針では、4月1日時点の就労移行支援事業の利用者のうち当該年度中に、一般就労移行した人の割合が3割以上の事業所を5割以上とすることとされています。

就労定着支援については、就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する人が増加している中で、今後、就労に伴う生活上の支援ニーズは多様化・増加していくものと考えられます。そこで、新たなサービスとして創設されました。目標は就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%以上とします。

② 評価と課題

一般就労への移行した人の多くが、就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）を利用されていました。その他、産業人材育成センターでの訓練により一般就労した人もあります。

平成28年度に就労移行支援事業所を利用されていた2人は一般就労しておられます。しかし、利用者の多くが現状維持のまま一般就労への一步を踏み出せないでいます。

③ 目標達成に向けた取り組み

就労継続支援事業所や計画相談事業所、ハローワークや就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、本人の希望に沿った就労先の提案や就労に向けた支援を行っていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備について

① 現状と数値目標設定の考え方

障がい者の地域生活を支援する移行を進めるため、平成32年度末までに地域生活を支援する機能（相談、体験の機会及び場所、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等を中部圏域に少なくとも一つ整備することを目標とします。

② 評価と課題

前回の計画では町内に整備していましたが、未達成でした。

③ 目標達成に向けた取り組み

中部圏域で整備ができるよう、関係機関、中部1市4町及び自立支援協議会で検討をし、事業所への働きかけや地域資源の見直しを行っていきます。

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（新）

① 数値目標設定の考え方

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、平成 32 年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を中部圏域に少なくとも一つ整備することを目標とします。

② 現状と目標達成に向けた取り組み

現時点で相談があった際は、関係機関との調整は行っていますが、各分野と連携していくために関係機関、中部 1 市 4 町及び自立支援協議会での検討を進めていきます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等（新）

	現 状	目標値（平成 32 年度末）
児童発達支援センター	中部圏域に 1 ヶ所あり	中部圏域に新設 1 ヶ所
保育所等訪問支援を利用できる体制	中部圏域に 1 ヶ所あり	中部圏域に新設 1 ヶ所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス	中部圏域に各 1 ヶ所あり	中部圏域に新設各 1 ヶ所
医療的ケア児支援の協議の場		中部圏域に設置 (平成 30 年度末まで)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置		1 人

① 数値目標設定の考え方

数値目標として、各市町村に少なくとも 1 ヶ所以上の設置が困難な場合には圏域での設置でも差し支えないとあり、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保については圏域ごとに新設または受入れ体制の確保を目標とします。

医療的なケアを必要とする障がい児に対する医療的ケア児支援の協議の場の設置、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置についても圏域での設置を目指します。

② 現状と目標達成に向けた取り組み

現時点では、町内に受入れ提供体制が整備された事業所は無い状況ですが、まずは、町内の事業所に対し実施に向け働きかけを行います。町内での実施が難しい場合は、中部圏域の関係事業所に新設や受入れ体制の拡充に向け、働きかけを行っていきます。

また、中部圏域における医療的ケア児の支援の協議の場及びコーディネーターの設置に向け、県や関係機関と検討していきます。

2 障害福祉サービスの見込み量と見込み量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	・ 自宅において、ホームヘルパーにより入浴、排泄、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	・ 重度の肢体不自由、重度の知的障がい、精神障がいにより常時介護を必要とする障がいのある人が対象となります。 ・ 自宅において、ホームヘルパーにより入浴、排泄、食事の介護や外出時における移動に必要な支援などを行います。
同行援護	・ 視覚障がいにより移動に困難がある人が対象となります。 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代読・代筆を含む）移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	・ 常に介護を必要とする重度の知的障がいまたは精神障がいのある人であり自己判断能力が制限されている人が対象となります。 ・ 危険を回避するために、外出時に必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	・ 常時介護を必要とする障がい者の中で、介護の必要性が非常に高いと認められた人が対象となります。 ・ 居宅介護をはじめとする、複数の福祉サービスを組み合わせて提供します。

【第 4 期計画と実績】

(単位：月あたり)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	計画	200 時間	220 時間	240 時間
	実績	137 時間	143 時間	(227 時間)
重度訪問介護	計画	60 時間	90 時間	120 時間
	実績	2 時間	19 時間	(22 時間)
同行援護	計画	5 時間	10 時間	15 時間
	実績	1 時間	3 時間	(19 時間)
行動援護	計画	0 時間	0 時間	0 時間
	実績	0 時間	0 時間	(0 時間)
重度障害者包括支援	計画	0 時間	0 時間	0 時間
	実績	0 時間	0 時間	(0 時間)

※平成 29 年度実績については、4 月～12 月の平均実績数のため、() で表記しています。以下、他のサービスについても同様とします。

○評価と課題

訪問系サービスのうち居宅介護は、平成 29 年度に新規の利用者が増えたため計画に近い数字となっています。

同行援護は平成 25 年度までは利用がありませんでしたが、平成 26 年度から利用があります。サービスを利用し、研修等地域の活動に参加しておられます。

【サービスの見込み量】

(単位：月あたり)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	250 時間	270 時間	290 時間
重度訪問介護	50 時間	70 時間	90 時間
同行援護	60 時間	60 時間	60 時間
行動援護	0 時間	0 時間	0 時間
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間

※過去の利用の伸びを踏まえて今後の利用時間を推計しています。以下、他のサービスについても同様とします。

【見込み量確保のための方策】

地域移行を進めていくには、在宅でも安心して暮らせる支援が必要となります。重度障がいの場合、ヘルパー利用について、24時間対応が必要な場合がありますが、中部圏域で対応できる事業所が1箇所しかないのが現状です。したがって、ニーズに即したサービス提供が行えるよう、事業所に対して働きかけを行います。

(2) 日中活動系サービス

① 介護サービス

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・常に介護を必要な障がいのある人が対象となります。 ・事業所において、日中、入浴、排泄、食事などの介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と常に介護を必要とする障がいのある人が対象となります。 ・病院への入院による医学的管理の下、入浴、排泄、食事などの介護の提供、機能訓練、療養上の管理、看護など日常生活能力の維持・向上のために必要なサービスを提供します。
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設への入所を必要とする障がいのある人が対象となります。 ・施設において、入浴、排泄、食事などを行います。

【第4期計画と実績】

(単位：月あたり)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	計画	1,250人日	1,280人日	1,310人日
	実績	1,230人日	1,282人日	(1,254人日)
療養介護	計画	10人	10人	11人
	実績	10人	10人	(10人)
短期入所(福祉型)	計画	15人日	15人日	15人日
	実績	10人日	8人日	(8人日)
短期入所(医療型)	計画	1人日	1人日	1人日
	実績	10人日	0人日	(0人日)

※単位の人日は「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量です。以下、他のサービスでも使用します。

○評価と課題

生活介護、療養介護については、計画値に近い実績となっています。平成 23 年 8 月から町社会福祉協議会が生活介護事業所を町内に新設され、利用しやすくなったこともあり、利用者が増加しています。

短期入所の利用の実績は、ほぼ横ばいです。しかし、事業所の多くが定員に空きがないと受け入れできない状況であり、家族の休息や緊急時にスムーズなサービス提供ができない現状があります。

【サービスの見込み量】

(単位：月あたり)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	1,350 人日	1,380 人日	1,410 人日
療養介護	10 人	10 人	10 人
短期入所（福祉型）	15 人日	15 人日	15 人日
短期入所（医療型）	3 人日	3 人日	3 人日

【見込み量確保のための方策】

障がいのある人やその家族に向けてサービスの内容や事業所についての情報提供を行い、ニーズに対応できるよう具体的な利用開始に向けて支援を行います。

事業所に対しては、喀痰吸引や経管栄養が必要な重度の身体障がいのある人の受け入れ態勢の整備に向けて働きかけを行います。

短期入所については、緊急時などにスムーズな利用できるよう事業所と利用調整を行います。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立訓練 （機能訓練）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能・生活能力の維持・向上のため、支援が必要な身体障がいのある人、又は、難病患者が対象となります。 ・ 定められた期間に、事業所への通所、利用者の自宅への訪問などを組み合わせて、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な知的障がいのある人、精神障がいのある人が対象となります。 ・ 定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 ・ 自宅外の居室等を利用しながら家事などの生活能力向上の訓練を行う宿泊型自立訓練もあります。

【第 4 期計画と実績】

（単位：月あたり）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練 （機能訓練）	計画	22 人日	22 人日	22 人日
	実績	0 人日	0 人日	(0 人日)
自立訓練 （生活訓練）	計画	120 人日	150 人日	150 人日
	実績	95 人日	99 人日	(57 人日)

※自立訓練は利用期間が限定されている事業です。

○評価と課題

自立訓練において、身体機能の向上のための機能訓練については、医療機関が行うリハビリテーションなどの代替訓練があるため、また、中部圏域に事業所がないため実績がありません。

生活訓練においては、実績は減少傾向にあります。標準利用期間は原則 2 年間であり、長期入院患者の退院後の生活や自立のための訓練の場として利用され、訓練の結果、自宅やグループホームで生活をしておられる人もいます。

【サービスの見込み量】

(単位:月あたり)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練（機能訓練）	22 人日	22 人日	22 人日
自立訓練（生活訓練）	120 人日	120 人日	120 人日

【見込み量確保のための方策】

障がいのある人やその家族に対し、サービスの内容や事業所についての情報提供及びニーズに対応できるよう具体的な提案を行い、利用開始に向けて支援を行います。

訓練の結果、地域で安心して暮らしていけるよう移行先となるグループホーム等と連携しながら居住場所の確保や必要な障害福祉サービスの調整を行い地域移行の実現を図ります。

③ 就労支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労などを希望し、企業などへの雇用または在宅就労が見込まれる障がいのある人が対象となります。 ・定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の事業者で雇用されることが困難な場合に、事業所内との雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人が対象となります。 ・就労に必要な知識や能力の向上のための指導や訓練を行います。
就労継続支援（B型）	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や就労継続支援（A型）での就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がいのある人や、就労移行支援事業を利用したが企業や就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった障がいのある人が対象となります。 ・雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援を行います。

【第4期計画と実績】

(単位:月あたり)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	計画	110 人日	110 人日	110 人日
	実績	55 人日	43 人日	(3 人日)
就労継続支援 (A 型)	計画	286 人日	330 人日	374 人日
	実績	223 人日	165 人日	(182 人日)
就労継続支援 (B 型)	計画	1,170 人日	1,260 人日	1,350 人日
	実績	1,183 人日	1,301 人日	(1,322 人日)

○評価と課題

就労移行支援については、平成 28 年度に 2 人の利用者がありましたが、2 人とも一般就労されたため平成 29 年度の利用者数は計画を大幅に下回っています。

就労継続支援 (A 型) についても、平成 28 年度以降は計画を下回る結果となっています。就労継続支援 (B 型) については、ほぼ計画どおりの実績となりました。

利用者のうち、就労に必要な力がついてきた人には就労継続支援 (A 型) への移行を提案するなど、一般就労に向けた支援が必要です。

【サービスの見込み量】

(単位:月あたり)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	100 人日	100 人日	100 人日
就労継続支援 (A 型)	200 人日	220 人日	240 人日
就労継続支援 (B 型)	1,350 人日	1,440 人日	1,530 人日
就労定着支援	1 人	1 人	1 人

【見込み量確保のための方策】

公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの就労関係機関等と連携し、一般就労への移行及び定着支援に努めていきます。

(3) 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間や休日、共同生活を行う住居で、日常生活における相談支援、入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助などを行います。 ※平成 26 年 3 月までは、障害程度区分 2 以上の人は、共同生活介護(ケアホーム)が対象となっていました。平成 26 年 4 月以降、共同生活介護(ケアホーム)は、共同生活援助(グループホーム)に一体化され、区分に関わらず継続的に介護や援助を実施することとなりました。
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて夜間等における入浴、排泄、食事の介護など、障害者支援施設において必要な介護、支援等を実施します。

【第 4 期計画と実績】

(単位: 月あたり)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活介護(ケアホーム)	計画	36 人	38 人	40 人
	実績	33 人	34 人	(32 人)
共同生活援助(グループホーム)	計画	38 人	35 人	32 人
	実績	36 人	37 人	(35 人)

※平均値のため、年度末の利用人数とは異なります。

○評価と課題

共同生活援助においては、若干計画を下回っていますが、町内に平成 24 年 10 月から「東伯けんこうホーム」、平成 26 年 4 月から「はあとほうす琴浦」の 2 つのグループホームが新設され、積極的な受け入れがあります。

施設入所については、第 4 期中の地域移行者が 1 名、新規入所が 8 名でした。今後も、施設から移行できる体制を備えたグループホームなどの地域拠点施設の整備が必要です。

【サービスの見込み量】

(単位:月あたり)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助 (グループホーム)	34 人	36 人	38 人
施設入所支援	34 人	33 人	32 人

【見込み量確保のための方策】

グループホームの開設について、中部圏域の医療法人や社会福祉法人など、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。

サービス利用者に対しては、受給者証更新時期やサービス利用のモニタリングの機会を活用し、ニーズや実態を聞き取り、必要なサービスの提供に努めます。

また、公営住宅への優先入居など、障がいのある人の地域での生活の場の確保に努めます。

賃貸借契約による一般住宅への入居を希望している人については、保証人がいない等の理由により入居が困難なケースもあり、その場合には住宅入居等支援事業を利用するなどの入居に必要な調整を行います。

(4) 相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	・ 障害福祉サービスを利用するすべての人が対象となります。サービスの支給決定の前にサービス等利用計画案を作成します。また、支給決定後も定期的にモニタリングを行い、利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	・ 施設に入所している障がい者の方または精神科病院に入院している精神障がいのある方が対象となります。 ・ 施設に入所または精神科病院に入院している人が、退所または退院により地域で生活するために必要な支援を行います。
地域定着支援	・ 自宅において、单身等により緊急時の支援が見込めない障がいのある方が対象となります。 ・ 自宅において地域での生活を続けるため、常時連絡体制を確保し障がい原因で生じた緊急事態などで必要な支援を行います。

【第4期計画と実績】

(単位:月あたり)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	計画	30 人	32 人	34 人
	実績	30 人	34 人	(34 人)
地域移行支援	計画	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	(0 人)
地域定着支援	計画	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	(0 人)

○評価と課題

計画相談支援については、平成 24 年度から指定特定相談支援事業者（町内では琴浦町社会福祉協議会）により、すべての障害福祉サービス利用者のサービス等利用計画の作成及び定期的なモニタリングが必要となりました。

しかし、現在の受け持ちで手一杯の事業所も多数あり、今後、新規の利用者に対する相談事業所の決定が困難になることも予想されます。

地域移行支援・地域定着支援については、計画の時点では地域移行を見据えた数値を設定しましたが医療機関と支援機関が連携を行ったことで、サービスを利用しなくても地域での生活ができたため実績がありませんでした。

【サービスの見込み量】

(単位:月あたり)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	37 人	40 人	43 人
地域移行支援	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	2 人	2 人	2 人

【見込み量確保のための方策】

計画相談事業所に対し、必要見込み等を提示するなどして調整を図り、体制整備に努めます。

計画相談支援では十分な対応ができない場合は、地域移行支援・地域定着支援を利用し、入所施設・病院と一体となって、安心した地域移行ができるように取り組みます。

3 障害児通所支援等の見込み量と見込み量確保のための方策

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
児童発達支援	・療育を行う必要があると認められる未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	・肢体不自由があり、理学療法の機能訓練又は医療が必要であると認められる障がい児を対象に、児童発達支援と合わせて治療を行います。
放課後等デイサービス	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる障がい児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進を行います。
保育所等訪問支援	・保育園、認定こども園、小学校、特別支援学校に通う障がい児を対象に、保育所などにおいて他の児童との集団生活ができるよう、それぞれの障がい特性にあった専門的な支援を行います。
障害児相談支援	・障害児通所支援を利用するすべての児童が対象となります。通所支援の支給決定の前に障害児支援利用計画案を作成し、支給決定の参考とします。また、支給決定後も定期的にモニタリングを行い、利用計画の見直しを行います。
居宅訪問型児童発達支援（新）	・障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問して発達支援を行います。

【第4期計画と実績】

（単位：月あたり）

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	計画	15 人日	18 人日	21 人日
	実績	11 人日	16 人日	(13 人日)
医療型児童発達支援	計画	9 人日	12 人日	12 人日
	実績	4 人日	3 人日	(3 人日)
放課後等デイサービス	計画	60 人日	78 人日	90 人日
	実績	31 人日	29 人日	(13 人日)

保育所等訪問支援	計画	1人日	1人日	1人日
	実績	1人日	1人日	(1人日)
障害児相談支援	計画	0人	4人	5人
	実績	1人	4人	(5人)

○評価と課題

児童発達支援、医療型児童発達支援については、医療機関からのつながりで利用される人がほとんどでした。放課後等デイサービスの利用は事業所の場所や送迎の問題もあり、実績が計画を大幅に下回っています。

【サービスの見込み量】

(単位:月あたり)

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	20人日	20人日	20人日
医療型児童発達支援	12人日	12人日	12人日
放課後等デイサービス	150人日	195人日	195人日
保育所等支援	1人日	1人日	1人日
居宅訪問型児童発達支援	3人日	3人日	3人日
障害児相談支援	5人	10人	10人

【見込み量確保のための方策】

支援が必要な児童については、保護者からの相談のほか、乳幼児健診や保育園・認定子ども園・学校との連携により、適切な療育が受けられるようサービスの利用について調整を行います。

障害児通所支援のサービスの利用にあたっては、障害児支援利用計画を作成することが必須となりますが、現在、障がい児の支援を行う事業所の確保がニーズに対して充分とはいえない状況にあり、セルフプランによる対応を行っている児童もいます。今後、障害児支援利用計画の作成に対応できる事業所の確保のため、既存の関係事業所に働きかけを行います。

また、保護者からは、学校が長期休暇中（夏休みなど）に過ごせる場所を求める声がありますが、中部圏域には、受け入れ先となる事業所が十分に無いことから、地域生活支援事業の日中一時支援事業と合わせて、既存事業所の定員増や新規事業所の立上げについて働きかけます。

(2) 障がい児に対する子ども・子育て支援等の提供体制の整備（新）

【サービスの定量的見込み量】

種 別	定量的な目標（見込み）（人）		
	30年度	31年度	32年度
第1号認定（受入施設：幼稚園、認定こども園）	0	0	0
第2号認定（受入施設：保育所、認定こども園）	3	1	1
第3号認定（受入施設：保育所、認定こども園等）	1	1	1
放課後児童健全育成事業	0	1	1

<参考>

第1号認定：満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します。

第2号認定：保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。

第3号認定：保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。

放課後児童健全育成事業：放課後学童クラブ

【見込み量確保のための方策】

障がいのある児童が保育所、認定子ども園、放課後児童クラブ等を他の児童と同様に利用できるよう、子ども・子育て支援分野との連携を図り、受け入れ体制の整備を行います。

4 地域生活支援事業の見込み量と見込み量確保のための方策

【必須事業の概要】

1	【事業名】 理解促進研修・啓発事業	【内容】 障がい者についての理解を深める研修・啓発を行います。
	【第4期計画の実績】 あいサポート研修（誰もが暮らしやすい地域社会の実現を目指し、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていることを理解し、日常生活で、ちょっとした手助けができるサポーターを養成する研修）を企業関係に向け行いました。障がいについて理解を深めるため、中部圏域で障がいフォーラムを行い、啓発を行いました。	
	【第5期事業実施計画】 今後もあいサポート研修やイベント等を通し、障がいについて理解を深めるための研修や啓発を行います。	

2	【事業名】 自発的活動支援事業	【内容】 障がい者、その家族などによる自発的な取り組みを支援します。
	【第4期計画の実績】 当事者団体等（町身体障害者福祉協会・町手をつなぐ育成会・町精神障がい者家族会）に対して、活動支援を行いました。	
	【第5期事業実施計画】 引き続き、当事者団体等（町身体障害者福祉協会・町手をつなぐ育成会・町精神障がい者家族会）に対して、活動支援を行います。	

3	【事業名】 相談支援事業	【内容】 障がい者や介護を行う者などの相談に応じ、制度や福祉サービスについての情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。			
	【第4期計画と実績】 （単位：年あたり）				
	区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	障がい者相談支援事業（箇所数）		2カ所	2カ所	2カ所
障がい者相談支援事業 （のべ利用件数）		計画	1,300件	1,300件	1,300件
		実績	1,278件	866件	(829件)

住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施
基幹相談支援センター	1カ所	1カ所	1カ所
地域自立支援協議会	設置	設置	設置

※平成29年実績については、4月～12月の6ヶ月間の実績のため、()
で表記しています。以下の事業についても同様です。

相談窓口として、平成18年10月に中部障がい者地域生活支援センター、
平成21年4月には町障がい者地域生活支援センターを設置しました。

中部障がい者地域生活支援センターは、平成24年4月からは中部圏域に
おける相談支援の中核的な役割をになう基幹相談支援センターとして設置
しています。

また、障がいのある方が地域で暮らし続けることができるよう、広域的な
課題を解決していくことを目的に、中部圏域障がい者地域自立支援協議会を
平成24年4月に設置しました。町においても、この協議会の市町部会と位
置づけ、町障がい者地域自立支援協議会を定期的開催し、課題解決に向け
て協議を行っています。

3

【第5期事業実施計画】

(単位：年あたり)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい者相談支援事業(箇所数)	2カ所	2カ所	2カ所
障がい者相談支援事業 (のべ利用件数)	1,000件	1,000件	1,000件
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施
基幹相談支援センター	1カ所	1カ所	1カ所
地域自立支援協議会	設置	設置	設置

相談窓口として、町障がい者地域生活支援センターと中部障がい者地域生
活支援センターを継続設置します。また、課題解決に向けて中部圏域障がい
者地域自立支援協議会、町障がい者地域自立支援協議会で継続協議を行いま
す。

4	<p>【事業名】 成年後見制度利用支援事業</p>	<p>【内容】 成年後見制度の利用（町長申立てによるもの）に要する費用の補助を行い、知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護を図ります。</p>												
	<p>【第4期計画と実績】</p> <p style="text-align: center;">（単位：年あたり）</p>													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th style="width: 25%;">平成 27 年度</th> <th style="width: 25%;">平成 28 年度</th> <th style="width: 35%;">平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td style="text-align: center;">0 件</td> <td style="text-align: center;">0 件</td> <td style="text-align: center;">(0 件)</td> </tr> </tbody> </table>		年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	計画	1 件	1 件	1 件	実績	0 件	0 件	(0 件)
	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度										
計画	1 件	1 件	1 件											
実績	0 件	0 件	(0 件)											
<p>権利擁護における、家族の申立てによる相談利用は増えつつありますが、町長申立てによる制度の利用は0件でした。</p> <p>※成年後見制度とは、認知症や障がいを理由により、判断能力が不十分な方について、契約の締結等を代わりに行うなどの権利擁護の制度です。</p>														
<p>【第5期事業実施計画】</p> <p style="text-align: center;">（単位：年あたり）</p>														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th style="width: 25%;">平成 30 年度</th> <th style="width: 25%;">平成 31 年度</th> <th style="width: 35%;">平成 32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見込み量</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> </tr> </tbody> </table>		年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	見込み量	1 件	1 件	1 件					
年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度											
見込み量	1 件	1 件	1 件											
<p>継続して、成年後見制度の利用（町長申立てによるもの）に要する費用の補助を行います。</p>														

5	【事業名】 成年後見制度法人後見支援事業	【内容】 成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人の体制整備を行います。												
	【第4期計画の実績】 平成25年4月1日から中部圏域（1市4町）で、中部成年後見支援センター（ミットレーベン）を設置しています。													
	（単位：年あたり）													
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">平成27年度</th> <th style="width: 25%;">平成28年度</th> <th style="width: 25%;">平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談</td> <td>5件</td> <td>25件</td> <td>(18件)</td> </tr> <tr> <td>法人後見受任</td> <td>2件</td> <td>2件</td> <td>(2件)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	相談	5件	25件	(18件)	法人後見受任	2件	2件	(2件)	
区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度											
相談	5件	25件	(18件)											
法人後見受任	2件	2件	(2件)											
【第5期事業実施計画】 成年後見制度についての情報提供や相談窓口として、また後見業務を適切に行うことができる法人として、中部成年後見支援センター（ミットレーベン）を設置しています。 今後も、継続して法人の体制整備を行います。														

6	【事業名】 意思疎通支援事業	【内容】 聴覚障がい者等に対し、意思疎通に必要な手話通訳・要約筆記者を派遣します。													
	【第4期計画と実績】 （単位：年あたり）														
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 25%;">平成27年度</th> <th style="width: 25%;">平成28年度</th> <th style="width: 25%;">平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>60件</td> <td>60件</td> <td>60件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>32件</td> <td>42件</td> <td>(54件)</td> </tr> </tbody> </table>		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計画	60件	60件	60件	実績	32件	42件	(54件)	
	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度											
計画	60件	60件	60件												
実績	32件	42件	(54件)												
手話通訳・要約筆記者の派遣について鳥取県聴覚障害者協会に委託し、必要な派遣を行いました。															
【第5期事業実施計画】 （単位：年あたり）															
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th> <th style="width: 25%;">平成30年度</th> <th style="width: 25%;">平成31年度</th> <th style="width: 25%;">平成32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見込み量</td> <td>50件</td> <td>50件</td> <td>50件</td> </tr> </tbody> </table>			年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	見込み量	50件	50件	50件					
年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度												
見込み量	50件	50件	50件												
手話通訳・要約筆記者の派遣について鳥取県聴覚障害者協会に継続委託し、必要な派遣を行います。															

7	【事業名】 日常生活用具給付等事業	【内容】 日常生活の便宜を図るために必要な用具の給付または貸与を行います。			
	【第4期計画と実績】				
	(単位：年あたり)				
	区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	介護訓練支援用具	計画	4件	4件	4件
		実績	1件	2件	(4件)
	自立支援用具	計画	7件	7件	7件
		実績	4件	5件	(2件)
	在宅療養支援用具	計画	9件	10件	11件
		実績	4件	1件	(3件)
情報意思疎通支援用具	計画	6件	6件	6件	
	実績	0件	10件	(1件)	
排泄管理支援用具	計画	205件	220件	235件	
	実績	200件	206件	(168件)	
住宅改修	計画	2件	2件	2件	
	実績	0件	0件	(0件)	
合計	計画	233件	249件	265件	
	実績	209件	224件	(178件)	
<p>介護訓練支援用具（ベッドなど）、自立支援用具（頭部保護帽など）、在宅療養支援用具（たん吸引器など）、情報意思疎通支援用具（情報・通信支援用具（ラジオ、盲人用時計など）、排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつなど）については、利用需要が少ないものもあり計画を下回る実績となりました。</p> <p>また、住宅改修においては年齢によって介護保険の制度が優先されることもあり、利用がありませんでした。</p> <p>※それぞれの用具の詳細については、別記</p>					

【第5期事業実施計画】			
(単位：年あたり)			
区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護訓練支援用具	4件	4件	4件
自立支援用具	7件	7件	7件
在宅療養支援用具	5件	5件	5件
情報意思疎通支援用具	6件	6件	6件
排泄管理支援用具	220件	220件	235件
住宅改修	2件	2件	2件
合計	244件	244件	259件
利用者個々の障がい特性に合わせた日常生活用具の給付を行います。			

8	【事業名】 手話奉仕員養成研修事業	【内容】 手話で日常会話を行うために必要な技術を習得するための養成研修を行います。		
	【第4期計画の実績】 鳥取県聴覚障害者協会に事業運営を委託しています。			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	入門編	2人	2人	2人
	基礎編	1人	1人	1人
【第5期事業実施計画】 平成25年度から事業実施し、鳥取県聴覚障害者協会に事業運営を委託しています。今後も継続して、養成研修を行います。				

9	【事業名】 移動支援事業	【内容】 イベント参加や買い物など、社会参加のための外出の際に一緒に行動し見守りや介助などを行います。			
	【第4期計画と実績】				
	(単位：年あたり)				
		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	計画	のべ利用時間	736時間	782時間	828時間
実利用者数		16人	17人	18人	
実績	のべ利用時間	666時間	543時間	(431時間)	
	実利用者数	9人	10人	(14人)	

見守りや介護が必要な人に対して、事業を行いました。 利用者数、利用時間とも計画に対して実績が下回りました。			
【第5期事業実施計画】			
(単位：年あたり)			
年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込み量（のべ利用時間）	600時間	630時間	670時間
見込み量（実利用者数）	14人	15人	16人
今後地域移行を進めていく上で、在宅においても安心した生活が送れるように、必要な支援として見込み量を増としました。			

《別記》

○介護訓練支援用具

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド

○自立支援用具

入浴用補助用具、便器、T字状・棒状つえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災報知器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置

○在宅療養等支援用具

透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ポンプ運搬器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計

○情報意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用地デジ対応ラジオ、視覚障がい者用活字文書読み上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人口咽頭、点字図書、補聴器用電池、補聴器・人工内耳用乾燥剤、補聴器カバー（防水用）、人工内耳用電池、人工内耳用充電器、人工内耳用充電電池、人工内耳用音声信号処理装置、人工内耳用イヤーマールド、人工内耳用マイクロホンカバー

○排泄管理支援用具

ストマ用装具、紙おむつ、収尿器

○住宅改修

障がい者（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

【任意事業の概要】

1	<p>【事業名】 日中一時支援事業（日常生活支援事業）</p>	<p>【内容】 障がいのある人が趣味活動や、身体的介護を受けながら安心して過ごせる場を確保し、また日頃、介護をしている家族に対しては休息時間を確保します。</p>												
	<p>【第4期計画と実績】</p> <p style="text-align: center;">（単位：年あたり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>1,200日</td> <td>1,300日</td> <td>1,400日</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1,302日</td> <td>1,619日</td> <td>(1,369日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成24年5月までは、中部圏域の事業所により支援が行われていましたが、平成24年5月1日から町社会福祉協議会により、事業が開始となり、これまで送迎などの面で利用ができなかった利用者も利用が可能となり、利用が増加しています。</p>			平成27年度	平成28年度	平成29年度	計画	1,200日	1,300日	1,400日	実績	1,302日	1,619日	(1,369日)
		平成27年度	平成28年度	平成29年度										
計画	1,200日	1,300日	1,400日											
実績	1,302日	1,619日	(1,369日)											
<p>【第5期事業実施計画】</p> <p style="text-align: center;">（単位：年あたり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見込み量</td> <td>1,300日</td> <td>1,300日</td> <td>1,300日</td> </tr> </tbody> </table> <p>児童の放課後や長期休暇を過ごす場としてのニーズがあります。児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス」との併用や補完的な利用が見込まれるため、必要なサービスの提供を行います。</p>		年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	見込み量	1,300日	1,300日	1,300日					
年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度											
見込み量	1,300日	1,300日	1,300日											
2	<p>【事業名】 聴覚障がい者生活支援事業（日常生活支援事業）</p>	<p>【内容】 聴覚障がいのある人が日中活動する場に集い、コミュニケーションを保障しながら、健康や栄養についての学習や創作活動を通じて仲間づくりの場を定期的に提供します。</p>												
	<p>【第4期計画と実績】</p> <p style="text-align: center;">（単位：年あたり利用実人数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>4人</td> <td>5人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>2人</td> <td>4人</td> <td>(3人)</td> </tr> </tbody> </table>		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計画	4人	5人	6人	実績	2人	4人	(3人)
	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度										
計画	4人	5人	6人											
実績	2人	4人	(3人)											

鳥取県聴覚障がい者協会に事業を委託し実施しました。聴覚障がいのある人が安心して日中活動を行える場となりました。			
【第5期事業実施計画】			
(単位：年あたり利用実人数)			
年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込み量	6人	6人	7人
引き続き、鳥取県聴覚障がい者協会に事業を委託し、聴覚障がいのある人が安心して日中活動を行えるよう支援をしていきます。			

3	【事業名】 点訳・朗読奉仕員養成研修事業（社会参加支援事業）	【内容】 点訳・朗読奉仕を行うために必要な技術を習得するための養成研修を行います。											
	【第4期計画の実績】 受講者はありませんでした。												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点訳</td> <td style="text-align: center;">0人</td> <td style="text-align: center;">0人</td> <td style="text-align: center;">0人</td> </tr> <tr> <td>朗読</td> <td style="text-align: center;">0人</td> <td style="text-align: center;">0人</td> <td style="text-align: center;">0人</td> </tr> </tbody> </table>			平成27年度	平成28年度	平成29年度	点訳	0人	0人	0人	朗読	0人	0人
	平成27年度	平成28年度	平成29年度										
点訳	0人	0人	0人										
朗読	0人	0人	0人										
【第5期事業実施計画】 平成25年度から事業実施し、日本赤十字社鳥取県支部に事業運営を委託しています。今後受講者が増えるよう、広報等に力を入れ、今後も継続して、養成研修を行います。													

4	【事業名】 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業（社会参加支援事業）	【内容】 自動車運転免許取得及び自動車改造に必要な費用の一部を助成します。														
	【第4期計画と実績】 <div style="text-align: right;">(単位：年あたり)</div>															
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計 画</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">実 績</td> <td>運転免許取得</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">0人 (2人)</td> </tr> <tr> <td>自動車改造</td> <td style="text-align: center;">0人</td> <td style="text-align: center;">0人 (1人)</td> </tr> </tbody> </table>		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計 画	2人	2人	2人	実 績	運転免許取得	1人	0人 (2人)	自動車改造	0人
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度													
計 画	2人	2人	2人													
実 績	運転免許取得	1人	0人 (2人)													
	自動車改造	0人	0人 (1人)													
自動車運転免許取得・自動車改造に必要な費用の一部（上限10万円）を助成しました。																

【第5期事業実施計画】

(単位：年あたり)

年 度		平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込み量	運転免許取得	2人	2人	2人
	自動車改造	2人	2人	2人

必要な費用の一部（平成30年度当初においては上限10万円）を助成します。

5 計画の推進のための連携

(1) 関係団体との連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズにあった施策を展開するためには、障がい者団体をはじめ、町障がい者地域自立協議会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら関係団体と相互に連携を図り、計画を推進します。

(2) 国・県との連携

国や県との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

また、障がい福祉に関する予算の確保について、機会を捉えて国や県へ引き続き要望していきます。

<資料>

●障害者虐待防止法

障がい者を虐待から守り、養護者に必要な支援を行うために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が平成24年10月1日に施行されました。

【目的】

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

【定義】

障がい者とは、身体的・知的・精神障がいその他心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態になるものをいう。

障がい者虐待とは、養護者による障がい者虐待、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、使用者による障がい者虐待をいう。

●障害者優先調達推進法

障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進目的に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が平成25年4月1日に施行されました。

【目的】

この法律は、国、地方公共団体、独立行政法人等による障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにすると共に、基本方針及び調達方針の策定その他の障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、障がい者就労施設等で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立促進に資することを目的とする。

【概要】

- ・国は、障がい者就労施設等からの物品等の基本方針を定める。

- ・地方公共団体及び地方独立行政法人は、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成すると共に、当該年度の終了後、調達の実績を公表する。
- ・国及び独立行政法人等は、公契約について競争参加資格を定めるにあたって、法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障がい者の就業を促進するために必要な措置を講じるよう努める。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講じるよう努める。

●障害者差別解消法

障がいを理由とする差別を禁止するために、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別禁止法)が平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日に施行されました。

【目的】

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障がい者が、障がい者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人として尊重し、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

本法を含め、障害者基本法、障害者総合支援法の成立を受け、障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)の締結が承認されています。

【概要】

- ・国の行政機関や地方公共団体及び民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止する。
- ・差別を解消するための取組みについて政府全体の方針を示す「基本方針」を作成する。
- ・行政機関ごと、分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的内容を示す「対応要領」・「対応指針」を作成する。
- ・相談及び紛争の防止のための体制の整備、啓発活動等の障がいを理由とする差別を解消するための支援措置をする。

平成29年度障がい児の保護者のニーズ調査の結果について（琴浦町）

1 調査の概要

1 調査の目的

新たな県障がい児福祉計画及び市町村障がい児福祉計画の作成並びに今後の障がい児福祉施策推進のための資料を得ることを目的とする。

2 調査機関

平成29年8月上旬～平成29年9月1日

3 調査対象

障がい者手帳を所持している障がい児の保護者又は障がい児通所支援を利用している障がい児の保護者

4 調査方法

対象者宛に郵送でアンケート用紙を送付して実施

5 調査内容

(1) 基本情報

年齢、障がい種別、在住市町村、医療的ケアの要否など（選択肢及び自由記述で回答）

(2) サービス利用のニーズ

施設種別ごとの障害児福祉サービス及び子ども・子育て支援事業利用のニーズ（選択肢で回答）

(3) 施策等に対するニーズ

相談している機関、今後充実を希望する施策（選択肢及び自由記述で回答）

(4) 困っていること及び県や市町村への要望

現在困っていることや、県や市町村への要望など（自由記述で回答）

6 回答率

アンケート発送件数（A）	45
アンケート回収件数（B）	21
回答率（B/A）	46.7%

2 調査結果の概要

1 基本情報

(1) 年齢区分（単位：人）

3歳未満	年少～ 年長	小学1年 ～3年	小学4年～ 6年	中学	高校年齢
1	6	2	1	3	8

(2) 障がい者手帳の種別（単位：人）※重複あり

療育	身体	精神	なし
10	8	1	3

(3) 障がい種別（単位：人）※重複あり

発達	知的	肢体	聴覚	内部	重心	精神	視覚
11	8	3	1	3	1	1	1

(4) 医療的ケアの必要な児童数

0

2 障害児福祉サービス及び子ども・子育て支援事業の利用ニーズ

(1) 結果の概要

サービス種別		A: 現在利用あり・ 今後利用したい	B: 現在利用なし・ 今後利用したい	C: 現在利用あり・ 今後利用しない	今後利用ニーズ (A+B-C)	新規利用ニーズ (B-C)
通 所 支 援	児童発達支援	3	3	0	6	3
	医療型児童発達支援	1	2	1	2	1
	放課後等デイサービス	9	3	0	12	3
	保育所等訪問支援	5	2	0	7	2
	居宅型児童発達支援	—	—	—	—	4※
支 入 所	福祉型児童入所支援	1	1	0	2	1
	医療型児童入所支援	0	2	0	2	2
入 短 所 期	福祉型ショートステイ	1	7	0	8	7
	医療型ショートステイ	0	3	0	3	3

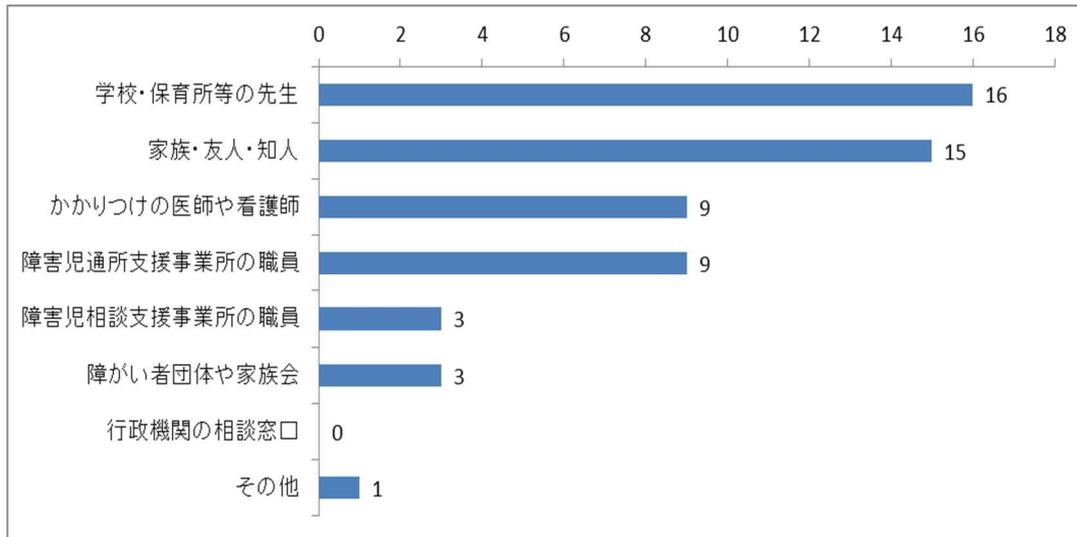
※今後利用したいを選んだ人の数

(2) 結果の分析

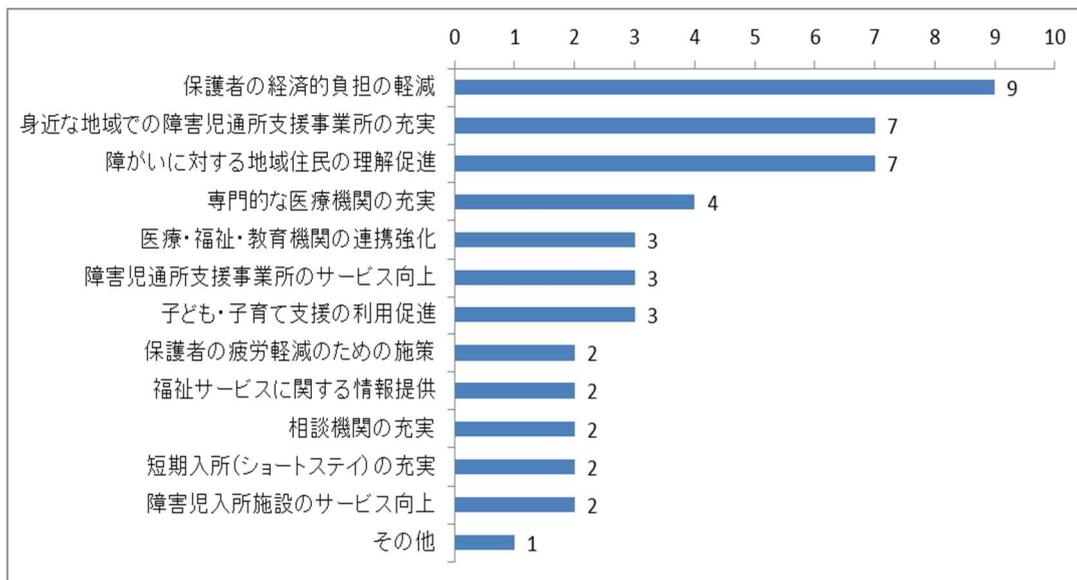
- ・ サービス利用のニーズについて、特に「放課後等デイサービス」、「短期入所」を利用したいというニーズが高かった。
- ・ 現在利用していないサービスについても、全般的に今後利用したいとの希望が多く、今後はより一層、各サービスで受入体制を整備していく必要がある。

3 施策等に対するニーズ

(1) 子どものことを相談している人や機関（よく相談している人や機関を3つまで選択）



(2) 施策に対するニーズについて（特に望む施策を3つまで選択）



(3) 結果の分析

- ・ 相談相手については「学校等」、「家族等」が多かった。一方、障害児相談支援事業所は比較的少なく、今後は障害児相談支援事業所の質と量の確保を図る必要がある。
- ・ 施策に関するニーズについては、「経済負担の軽減」、「身近な地域での障害児通所支援事業所の充実」「障がいに対する地域住民の理解促進」が他の項目よりも高く、これらの施策のより一層の推進が求められているものと考えられる。